

介護保険料の改定

第7期(平成30年度～32年度)介護保険事業計画を策定しました。給付総額を3か年推計で約74億円とし、新たなサービスとして、看護小規模多機能型居宅介護の新設を見込んでいます。これに伴い、平成30年4月から介護保険料の見直しを行い、所得段階を今までの10段階から13段階に変更するとともに、基準額の割合を改定しました。

第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度) 基準額5,345円(月額)

段 階	対 象 者	基準額の割合	保険料年額(円)
第1段階	生活保護受給者、市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.4※ (0.45)	25,600※ (28,800)
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.65	41,600
第3段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.75	48,100
第4段階	市民税本人非課税者(世帯課税)で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.88	56,400
第5段階	市民税本人非課税者(世帯課税)で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.0	64,100
第6段階	市民税本人課税者で、合計所得が120万円未満	基準額×1.15	73,700
第7段階	市民税本人課税者で、合計所得が120万円以上200万円未満	基準額×1.4	89,700
第8段階	市民税本人課税者で、合計所得が200万円以上300万円未満	基準額×1.6	102,600
第9段階	市民税本人課税者で、合計所得が300万円以上500万円未満	基準額×1.8	115,400
第10段階	市民税本人課税者で、合計所得が500万円以上750万円未満	基準額×2.0	128,200
第11段階	市民税本人課税者で、合計所得が750万円以上1000万円未満	基準額×2.2	141,100
第12段階	市民税本人課税者で、合計所得が1000万円以上1500万円未満	基準額×2.4	153,900
第13段階	市民税本人課税者で、合計所得が1500万円以上	基準額×2.6	166,700

※公費負担により、第1段階の基準額に対する割合を0.45から0.4に軽減を図っています。

もっていますか?



長久手市独自の優待が受けられるカードです。まだ持っていない人は、ぜひご利用ください。

① 対象者と優待内容

カード種類	対 象 者	優 待 内 容
赤あったかあど (赤色のカード)	本市に住居登録している (1) 65歳以上の人 (2) 12歳以上の各種障害者 手帳を持っている人	(1) 長久手温泉ござらっせ入泉料 400円 (2) 歩行浴室・福祉浴室を利用可 (1回200円・高齢者優待事業として年度につき10回までは無料) (3) N-バスの運賃が無料 (4) 協賛店舗での各種特典
青あったかあど (青色のカード)	本市に住居登録している 12歳から64歳までの人	(1) 長久手温泉ござらっせ入泉料 500円 (2) 歩行浴室を利用可(1回200円)



ござらっせ入泉料無料 あったかあどデー

この日に限り、あったかあどを提示すると、長久手温泉ござらっせの入泉料が無料になります(一部制限あり)。

6月23日(土)、9月7日(金)、11月4日(日)、平成31年3月26日(火)

※あったかあどデーの日は変更になる場合がありますので、直近の広報紙や市HP等でご確認ください。

② あったかあどの申請方法

- 本人確認ができるもの(運転免許証・保険証など)をお持ちください。
- 顔写真は申請場所で撮影します。写真を持参する必要はありません。
- 顔写真を撮影して「あったかあど」に刷りこむため、必ず申請する本人が申請場所に来てください。
- 有効期間は5年間です。ただし、65歳の誕生日を迎えた人は、有効期間にかかわらず青色のカードから赤色のカードに変更してください。

申請場所	開 庁 日	受付時間
長寿課	月曜から金曜日(祝日閉庁)	8:30～17:00
福祉の家事務室 (長久手温泉ござらっせと同じ建物 1階東側)	火曜から日曜日 (月曜日休館。ただし月曜日が祝日の場合、翌平日が休館)	9:00～17:00